

# 福祉ホームB型「Co-net.」若竹が

平成 19 年  
4 月から

## ケアホーム「Co-net.」若竹に変わりました。

### 「ケアホーム」とは？

日中活動している精神障害者・知的障害者の方で、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とし、障害程度区分 2 以上である方に対して、

家事等の日常生活上の支援

食事・入浴・排泄等の介護

日常生活における相談支援

を目的として、必要な介護、支援等を実施する施設です。

### 利用するには？

#### 利用申請

○申請書に必要事項(希望するサービス内容を含む)を記入し、市町村の障害福祉担当窓口申請します。

市町村への申請は、ご本人やご家族に代わって当施設スタッフが行うことができます。

#### 障害程度区分 認定調査

○市町村から調査員が伺い、心身の状況に関する 106 項目の調査を行います。

#### 審査・判定

○「認定調査の結果」と主治医が記載した「医師の意見書」をもとに、市町村に設置される障害程度区分審査会にて審査・判定が行われます。

#### 認定・支給決定

○障害程度区分審査会の決定をもとに、市町村が「障害程度区分」を認定します。

○「障害程度区分」「社会活動や介護者、居住の状況」「サービスの利用意向」を確認して、市町村が利用できるサービスの内容を決定します。

#### 通知

○市町村でサービスが必要と決定されると、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

#### サービス利用

○施設とサービスの利用に関する契約を結びます。  
○サービス利用計画を作成した後、サービスの利用が開始となります。

### 障害程度区分とは？

障害者に対する介護給付の必要度を表す 6 段階の区分です。

区分 1~6 に区分され、区分 6 の方が最も必要度が高くなります。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。



### 「ケアハウス」との違いは？

「ケアホーム」と「ケアハウス」は利用対象者が全く違う施設です。老人福祉法に定められている「ケアハウス」(介護利用型軽費老人ホーム)は、60歳以上で自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる方か、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方であって、家族による援助を受けることが困難な方を対象とした施設です。